

解答と解説

＜正解＞

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
3	1	3	2	3	2	1	1	1	2
問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17	問18	問19	問20
1	2	3	1	2	2	1	3	2	3

* [100点満点] (各5点) / <合格基準>60点以上

問1 正解 3

- 不適切。投資助言・代理業の登録をしていないFPが、顧客と投資顧問契約を締結し、当該契約に基づいて特定の上場会社の業績予想や投資判断について助言を行うことは、金融商品取引法上、法令違反となる。
- 不適切。税理士資格を有していないFPが、相談者に対して納付すべき所得税の具体的な税額計算を行うことは、有償無償にかかわらず、税理士法に抵触する。
- 適切。生命保険募集人資格を有していないFPは、保険の募集を行うことはできないが、顧客から相談を受け、将来の必要保障額の試算を行うことは問題ない。

問2 正解 1

- 不適切。将来の金額は、「現在の金額×(1+変動率)^{経過年数}」で求めることができる。設問では、基準年(2016年)の基本生活費が198(万円)で変動率は2%であるので、2年後の2018年の基本生活費(ア)に入る金額は「 $198 \times (1+0.02)^2 \div 206$ 」(万円未満四捨五入)となる。

なお、この場合の累乗計算は、 $198 \times 1.02 \times 1.02$ で簡単に計算できるが、指数が大きくなった場合、電卓で次のように操作すると簡便に計算できる(CASIO製の場合)。

$1.02^n \rightarrow$ ……

を2回押し、 を(n-1)回押し(2乗であれば1回)。

- 適切。年間収支は「収入合計-支出合計」で計算できるので、2016年の年間収支(イ)に入る金額は「 $501-337=164$ 」(万円)となる。
- 適切。当年の金融資産残高は、「前年の金融資産残高×(1+運用利率)±当年の年間収支」で求めることができる。2016年の金融資産残高は782(万円)、運用利率は1%、2018年の年間収支は▲624(万円)なので、2018年の金融資産残高(ウ)に入る金額は「 $782 \times (1+0.01) - 624 \div 166$ 」(万円未満四捨五入)となる。

問3 正解 3

1. 誤り。配当利回りは、「1株当たり年配当金÷株価×100」で求められるので、「35円÷1,500円×100≒2.3%」である。設問は、配当性向についての計算式である。
2. 誤り。株価純資産倍率（PBR）は、「株価÷1株当たり純資産」で求められるので、「1,500円÷1,200円=1.25倍」である。
3. 正しい。株価収益率（PER）は、「株価÷1株当たり純利益」で求められるので、「1,500円÷60円=25倍」である。

問4 正解 2

1. 不適切。投資信託のディスクロージャーとして、目論見書（投資信託説明書）と運用報告書があるが、いずれも投資信託委託会社など運用指図する委託者が作成し、証券会社や銀行などの販売会社が投資家に交付する。
2. 適切。投資信託の運用報告書には、運用実績や今後の運用方針が記載されている。
3. 不適切。投資信託は、銀行等が販売するものであっても、預金保険制度の対象ではない。

問5 正解 3

3. が不適切で、空欄（ウ）に入る語句は、「120万円」である。表の空欄を埋めると、次のようになる。

対象となる金融商品	上場株式、株式投資信託、J-REIT（上場不動産投資信託）等
口座開設	原則1人1口座
金融機関の変更	「1年単位で可能」
非課税枠の未使用分	翌年以降に「繰り越せない」
非課税投資枠	新規投資額で年間「120万円」まで

なお、参考までに、NISAとジュニアNISAを比較すると、次のようになる。

	少額投資非課税制度 (NISA)	未成年者少額投資非課税制度 (ジュニアNISA)
口座開設者	利用年の1月1日現在で 満20歳以上の国内居住者等	国内に居住する 0～19歳の未成年者
対象商品	上場株式、ETF、J-REIT、「公募株式投資信託」	
非課税投資枠	新規投資額で年間120万円まで	新規投資額で年間80万円まで
非課税期間	投資した年から最長5年間	

問6 正解 2

2. が正しい。建築物の延べ面積（床面積の合計）の最高限度は、地積に容積率を乗じて計算する。また、幅員12m未満の道路に接する敷地では、(イ)「指定容積率」と(ロ)「前面

道路幅員×6/10(住居系用途地域では4/10)のいずれか低い方の容積率が適用される。

(ア) 容積率の判定(設問の土地は、商業地域)

- ・ 指定容積率：500%
- ・ 前面道路幅員による容積率の制限： $5(m) \times 6/10 = 300\%$
 $500\% > 300\% \quad \therefore 300\%$

(イ) 最大延べ面積

$$500 \text{ m}^2 \times 300\% = 1,500 \text{ m}^2$$

問7 正解 1

1. が正しい。設問の場合、支払われる給付金の給付初年度の合計は、次の通り。

- ・ 入院給付金：5,000円(日額)×35日間=175,000円
- ・ 介護給付金：1,200,000円(一時金)+600,000円(第1回の介護年金)=1,800,000円
- ・ 合計：175,000円+1,800,000円=1,975,000円

問8 正解 1

1. が正しい。

個人賠償責任保険は、日本国内において、個人が居住している住宅の所有、使用または「管理」に起因する事故や日常生活で起きた事故により、他人を死傷させた、あるいは他人の財物に損害を与えたため、法律上の損害賠償責任を負うことで被った損害について保険金が支払われる。

業務上の賠償事故、「自動車」による賠償事故、預かっている物に対する賠償責任については補償の対象とならない。

なお、地震、噴火、これらによる「津波」によって生じた損害は補償の対象とならない。

問9 正解 1

1. が正しい。自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、医療費控除として一定の金額の所得控除を受けることができる。医療費控除の控除額は、「支払い医療費－保険金などで補填される金額－10万円(注)」(控除限度額は200万円)で計算される。

(注) 総所得金額等が200万円未満の場合は、総所得金額等の5%。

医療費控除の対象となる医療費には、次のようなものがある。

- ① 医師・歯科医師による診療・治療の対価(なお、健康診断や人間ドックの費用は原則として対象とならないが、異常が見つかり治療を受けることになった場合は対象となる)
- ② 治療に必要な医薬品の購入の対価(なお、市販の風邪薬などの購入代金は対象となるが、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は

対象とならない)

③診療等を受けるための公共交通機関（バス・電車等）による通院費（なお、自家用車で通院する場合の駐車場代やガソリン代は対象とならない）——など。

設問のケースでは、妻の入院代は医療費控除の対象となるが、人間ドック代（特に重大な疾病等は発見されなかった）と歯列矯正代（容ぼうを美化することを目的として行われたもの）は医療費控除の対象とならない。したがって、医療費控除の金額は、次のようになる。

230,000 円－100,000 円＝130,000 円

<参考>

平成 29 年から、医療費控除の特例として、セルフメディケーション（自主服薬）税制が創設されたので、この税制についても覚えておきたい。

<セルフメディケーション（自主服薬）税制>

- ・医療費控除の特例として、一定のスイッチ OTC 医薬品（医療用から一般用に転用された医薬品）を購入した場合で、実質負担金額が 1 万 2,000 円を超えたときは、その超えた金額（8 万 8,000 円が上限）が所得控除額となる。
- ・平成 29 年 1 月 1 日～33 年 12 月 31 日に購入した対価について適用。
- ・通常の医療費控除額との重複適用は不可（いずれかを選択）。

問 10 正解 2

2. が正しい。

(ア) 誤り。住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受ける場合、給与所得者であっても、最初の年は確定申告が必要である。2 年目以降は、年末調整が適用を受けることができる。室井さんは、平成 28 年に新築住宅を購入し居住開始したので、平成 28 年分の住宅ローン控除については、確定申告が必要である。平成 29 年分からは、勤務先における年末調整により適用を受けることができる。

(イ) 正しい。住宅ローン控除の主な適用要件は、次の通り。

- ・新築または取得をした住宅の床面積が 50 m²以上であり、床面積の 2 分の 1 の部分がかもっぱら自己の居住の用に供するものであること
- ・新築または取得の日から 6 ヶ月以内に居住の用に供し、原則として適用を受ける各年の 12 月 31 日まで引き続いて住んでいること
- ・適用を受ける年分の合計所得金額が 3,000 万円以下であること
- ・借入金等は、新築または取得のための一定の借入金等で、10 年以上にわたり分割して返済する方法になっているものであること

問 11 正解 1

1. が正しい。設問の場合、所得税の額は、次のようになる。

1,800 万円（事業所得の金額＝総所得金額）－250 万円（所得控除の合計額）＝1,550 万円（課税総所得金額）

1,550 万円（課税総所得金額）×33%（税率）－1,536,000 円（速算控除額）＝3,579,000 円（所得税額）

問 12 正解 2

2. が正しい。設問のケースの場合、民法上の相続人は、妻・正子、子・良美、孫・翔太（子・健の代襲相続人）で、法定相続分は、次のようになる。

・妻・正子：1/2

・子・良美：1/2×1/2＝1/4

・孫・翔太（子・健の相続分を代襲相続）：1/2×1/2＝1/4

なお、子・真由美は、相続放棄しているため、民法上、はじめから相続人ではない取扱いとなり、孫・春菜も代襲相続人にはならない。

<参考>

相続税の総額を計算する場合には、相続放棄した人も相続放棄しないものとして計算するので、法定相続分は次のようにみなして計算される。

・妻・正子：1/2

・子・良美、真由美、孫・翔太：それぞれ 1/2×1/3＝1/6

問 13 正解 3

1. 不適切。自筆証書遺言などの遺言は、本人がいつでも撤回することができる。

2. 不適切。自筆証書遺言の場合、証人は不要である。

3. 適切。自筆証書遺言の場合、相続発生後、遺言書の保管者または発見した相続人は、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続である。

<参考：自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言の一般的な特徴>

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	本人が遺言の全文・日付・氏名等を書き（パソコン等は不可）、押印する。	遺言者が遺言内容を口述し、公証人が筆記したうえで、遺言者・証人に読み聞かせて作成する	本人が、遺言書（パソコン等や代筆も可）に署名押印をして封印し、公証人に提出する。
保管	遺言者本人が保管	公証役場に原本を保管	遺言者本人が保管
証人	不要	2人以上の証人が必要	2人以上の証人が必要
検認	必要	不要	必要

問 14 正解 1

1. が正しい。

相続時精算課税制度とは、原則として「60歳」(ア)以上の父母又は祖父母から、「20歳」(イ)以上の推定相続人である子や孫に対して財産を贈与した場合に選択できる贈与税の制度で、税額の計算は、下記のように行われる。

①贈与税額の計算

受贈者単位で贈与者ごとに「2,500万円」(ウ)までの特別控除額の適用を受けることができる。贈与財産の価額の合計額から、特別控除額(2,500万円)を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて計算する。

②相続税額の計算

相続時精算課税に係る贈与者が亡くなった時に、相続時精算課税の適用を受けた贈与財産の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して算出する。その際、相続税額から控除しきれない贈与税相当額については、還付を受けることができる。

なお、いったん相続時精算課税制度を選択すると、その選択に係る贈与者からの贈与については、暦年課税(基礎控除110万円)へ変更することはできなくなる。

問 15 正解 2

2. が正しい。個人バランスシートにおいて、資産合計＝負債・純資産合計であるので、純資産は「資産合計－負債合計」で算出することができる。

<資産合計> (マンション購入後)

・金融資産：150万円(普通預金)＋150万円(定期預金：350万円－200万円)＝300万円(①)

・生命保険(解約返戻金相当額)：30万円(②)

・不動産(自宅マンション)：2,000万円(③)

*資産合計＝①＋②＋③＝2,330万円

<負債合計>

・1,600万円(住宅ローン)

<純資産>

2,330万円(資産合計)－1,600万円(負債合計)＝730万円

問 16 正解 2

教育資金や老後資金、住宅ローンの返済などのライフイベントについて資金計画を立てる際、積立目標額や元利合計額、年金額やローン返済額などを計算することは重要である。

これらの金額を複利計算で行う場合、計算は複雑になるが、各種係数を利用すると簡単に計算することができる。

各種係数	どんなときに使うか？
終価係数	手持ちの資産を複利運用すると将来いくらになるかを求める場合に使用
現価係数	複利運用して目標額をするためには、今いくら元金が必要かを求める場合に使用
減債基金係数	将来の貯蓄目標額を達成するには、毎年いくらずつ積み立てればよいかを求める場合に使用
資本回収係数	手持ちの資産を複利運用しながら、毎年均等に年金として受け取れる金額やローン（元利均等返済）の年間返済額を求める場合に使用
年金終価係数	毎年一定額を積み立てると、将来いくら元利合計になるかを求める場合に使用
年金現価係数	希望する年金額を受け取るためには、今いくら元金があればよいかを求める場合やローン（元利均等返済）の借入可能額を求める場合に使用

教育資金 200 万円を準備するために必要な毎年の積立金額を求める場合、減債基金係数を用いて計算する。

$200 \text{ 万円} \times 0.05783$ （年利 2.0%、期間 15 年の減債基金係数）＝115,700 円（百円未満四捨五入）

問 17 正解 1

1. 不適切。地震によって被害が生じる確率は、建物の構造や所在地によって異なるので、地震保険の保険料も建物の構造や所在地によって異なっている。建物の構造は鉄骨・コンクリート構造と木造に分類され、所在地については都道府県別に 1 等地～4 等地に分類されている。この構造区分と所在地の分類に応じて保険料が設定されている。
2. 適切。地震保険の対象は、居住用の建物とそれに収容されている家財である。
3. 適切。地震保険は単独で契約することはできず、火災保険契約に付帯して契約する。

問 18 正解 3

3. が正しい。日本国内に居住している 20 歳以上 60 歳未満の人は、国民年金の被保険者となるが、第 1 号被保険者・第 2 号被保険者・第 3 号被保険者に区分される。

第 1 号被保険者	第 2 号被保険者	第 3 号被保険者
自営業者等、学生および無職の人とその配偶者	厚生年金保険の被保険者	第 2 号被保険者に扶養されている配偶者で、原則として年収が 130 万円未満

設問の佳奈子さんは、年収 130 万円未満で、パート先において厚生年金の被保険者とならないものとするので、第 3 号被保険者となる。

問19 正解 2

涼介さんの平成28年11月の保険診療に係る自己負担分が36万円(総医療費は120万円)であった場合、高額療養費制度による自己負担限度額(1ヵ月当たり)は、標準報酬月額が30万円(28年円~50万円)なので、次のようになる。

$$80,100 \text{ 円} + (1200,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\% = 89,430 \text{ 円}$$

なお、高額療養費制度により払戻しを受けることができる金額は、36万円-89,430円=270,570円となる。また、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口に表示すると、1ヵ月の窓口での支払いが自己負担限度額までとなる。

問20 正解 3

1. 適切。傷病手当金は、健康保険の被保険者(任意継続被保険者を除く)が業務外の病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に受け取ることができる。
2. 適切。傷病手当金は、療養のために労務不能である場合に支給され、入院でなく自宅療養であっても受け取ることができる。
3. 不適切。傷病手当金は、療養のために連続して3日間仕事を休んだ場合に、4日目以降の休んだ日について受け取ることができる。傷病手当金が支給される期間は、支給開始した日から最長1年6ヵ月で、支給される金額は、1日につき標準報酬日額の3分の2の金額である。